

真岡市市制施行70周年記念事業実行委員会公告第2号

真岡市市制施行70周年記念事業 70周年記念パレード事業実施業務委託について、公募型プロポーザル方式により受注者の選定を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に準じて公告する。

令和6年4月10日

真岡市市制施行70周年記念事業実行委員会 会長 石坂 真一



1 業務概要

- (1) 業務名 真岡市市制施行70周年記念事業 70周年記念パレード事業実施業務
- (2) 業務内容 真岡市市制施行70周年記念事業 70周年記念パレード事業実施業務委託仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和6年11月25日(月)まで
- (4) 契約限度額 12,700,000 円(消費税および地方消費税を含む。)

2 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 真岡市暴力団排除条例(平成24年条例第32号)第2条第1号又は第6号の規定に該当する者でないこと。
- (4) 本プロポーザル募集開始日から事業者決定までの間において、真岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 真岡市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (6) 栃木県内に本店または支店、営業所を有すること。
- (7) 直近7年以内(平成29年度～令和5年度)において、関東地方(1都6県)の範囲で実施した本業務に類似した屋外イベント事業の受託実績があり、業務手法に精通していること。
- (8) 複数の企業で構成する共同体(JV)での参加は妨げない。共同体で参加する場合は、すべての構成員が上記各号(1)～(5)の要件を満たすものであること。なお、(6)については、主たる者の要件とし、評価については主たる者のみ評価するものとする。

3 手続き等

- (1) 担当部署及び問合せ先

真岡市市制施行70周年記念事業実行委員会 事務局

真岡市総合政策部総合政策課総合政策係 担当:横田、中澤
〒321-4395 栃木県真岡市荒町5191番地
電話:0285-83-8102 FAX:0285-83-5896
電子メール:sougouseisaku@city.moka.lg.jp

(2)スケジュール

本プロポーザルにおけるスケジュールは、次のとおりとする。なお、日程については変更になる場合がある。

項目	年月日
実施要領等の公表	令和6年4月10日(水)
実施内容等に関する質問受付期限	令和6年4月12日(金)午後5時必着
質問に対する回答	令和6年4月15日(月)
参加表明書の提出期限	令和6年4月16日(火)午後5時必着
企画提案書の提出期限	令和6年4月24日(水)午後5時必着
プレゼンテーション審査	令和6年4月30日(火)
審査結果通知日	令和6年5月上旬
契約締結	令和6年5月中旬

4 その他

手続き等の詳細については、真岡州市制施行70周年記念事業 70周年記念パレード実施業務委託公募型プロポーザル実施要領及び仕様書による。